

ピジョン社会保険労務士事務所 報酬額表(参考 消費税は含まれていません。)

① 顧問契約

対象欄	月額報酬額
従業員30名まで	50,000
30名を超え50名	70,000
50名を超え100名	120,000
100名以上	150,000

※別途消費税

※常時、通信による相談と

月1回の訪問をいたします。

※本契約には、右記の②のような相談があります。

② 顧問内容例 ※社会保険労務士業以外については、(株)フレマジエイクにて対応する場合があります。

顧問内容	通信	訪問	文書提案・参考資料の提供	備考
・入社から退職までのフロー基本相談	○	○		
・人事労務全般の相談	○	○	○	
・職場環境改善相談	○	○		
・就業規則等に関する相談	○	○		
・人事労務精度に関する相談	○	○	○	※変更案等については、別途お見積りをさせていただきます。
・就業規則等の変更に関する相談	○	○	○	
・問題従業員個別対策に関する相談	○	○		
・要員計画に関する相談	○	○		
・各種規程、マニュアルに関する相談	○	○	○	
・労働基準監督官の臨検時の立会い	○	○	○	
・社内研修の講師派遣		○		研修講師派遣については、定期訪問回数に含みます。

※顧問業務以外の別途ご契約

別途契約のご案内 従業員30名としての目安	種別	基本契約	備考
・就業規則等の作成 従業員100人以上の場合	作成	600,000	導入まで概ね6ヶ月。会社様と協議作成します。作成後は従業員様の説明会、労基署への届出等対応いたします。
	特定作成	1,000,000	導入まで概ね8ヶ月。会社様だけでなく、従業員様と協議しながら、作成いたします。
	関連作成	1,000,000	他の規則関係をあわせて作成の場合、別途見積り、ご相談となります。
・その他関連規定、マニュアル等の作成	作成	50,000円～	時間管理規定、情報管理規程、稟議規定、従業員倫理規定ほか。従業員様人数により異なります。
・人事制度の導入	作成	3,600,000	概ね導入まで12ヶ月。その後は顧問契約にて、メンテナンス致します。
・介護現場特化型事業モデルの作成		1,500,000	導入まで概ね1年。別途お見積りいたします。
・労働時間適正化計画の導入		3,500,000	導入まで概ね6ヶ月。別途お見積りいたします。作成から導入各種規程、マニュアルの作成
・各種研修講師		70,000	交通費を含みます。各種労務研修等の講師料
・個別労働紛争手続代理業務	損害額等の20%		120万円を超える損害額の場合、弁護士共同となります。
・その他オーダーメイド	別途ご相談		